

令和8年度山形県地域包括ケア総合推進センター運営事業業務基本仕様書

1 目的

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をさらに深化・推進することを目的とする。

2 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の概要

「山形県地域包括ケア総合推進センター（以下「センター」という。）設置要綱」に定める事業内容によるほかは、当仕様書に定めるところによる。

4 委託業務

(1) センターの運営等に関すること

センターの事業運営にあたっては、職員体制は3名以上とし、うち少なくとも1名は常勤専従とする。なお、センターの開設時間は、県の勤務時間に準ずるものとし、常時1名以上配置すること。

- ① センター運営に係る県との調整等に関すること
- ② 地域包括支援センターの運営支援に関すること
- ③ その他、センターの運営にあたって必要な業務

(2) センターの事業実施に関すること

- ① 地域ケア会議専門職等派遣業務に関すること

詳細は、別紙1「地域ケア会議専門職等派遣業務仕様書」による。

- ② 研修等事業の実施に関すること

詳細は、別紙2「研修等事業仕様書」による。

- ③ 移動法律相談の実施に関すること

高齢者及びその家族等が抱える法律に関する悩みごと等の問題を解決するための移動法律相談を実施すること。なお実施に当たっては、各市町村社会福祉協議会に対し、事前に実施希望の有無を確認すること。

ア 実施回数：年間32回程度

イ 実施場所：各市町村社会福祉協議会と調整すること。

ウ 相談員：山形県弁護士会と調整の上、専門相談員（弁護士）を派遣すること。

エ 相談方法：対面による相談を基本とするが、WEB会議システム（ZOOM等）を使用しても差し支えない。

5 市町村及び関係団体との連絡調整

事業運営にあたっては、市町村及び関係団体との密接な連絡、調整を行うこと。

6 業務で使用できる場所

山形県小白川庁舎（山形市小白川町二丁目3番30号）の一部。また、事業者が企画提案するその他の場所の使用が本業務に支障がないものと認められる場合は、当該場所を山形県小白川庁舎の他に本業務で使用することができる。

ただし、山形県小白川庁舎の使用に当たっては、管理者（山形県精神保健福祉センター）の定める管理規程等を遵守すること。また、受託者の主たる事務所を山形県小白川庁舎に置かないこと。

7 県への報告等

(1) 受託者から県に対する報告に関すること

受託者は、事業開始前に事業計画書を作成し、県に提出すること。また、委託業務を完了したときは、遅滞なく県に対して委託業務完了報告書を、年度終了後30日以内に事業実績報告書を提出するものとする。

(2) 県による実施状況の把握等に関すること

県は必要に応じて、受託者に対し、事業の実施状況について報告を求め、実施状況を把握するために立入検査を実施することができるものとし、当該検査の結果、適当でないと認められる事項については、指導のうえ、改善を求めることができるものとする。

8 留意事項

(1) 受託者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

(2) 受託者は、業務の実施にあたり、業務を遂行するための具体的な手順及び業務の実施内容について記録しておくこととし、業務終了後も事業の引継に協力すること。

地域ケア会議専門職等派遣業務仕様書

1 目的

市町村が実践する自立支援型ケアマネジメントの確立に向け多職種が参加する地域ケア会議等に対し、リハビリ系専門職等の派遣を行う。

2 派遣業務

(1) 派遣者名簿及び派遣計画表の作成

① 内容

市町村の希望を踏まえ、市町村及び専門職(※)を派遣するリハビリ系職能団体と調整しながら、地域ケア会議に派遣する派遣者名簿及び派遣計画表を作成する。

(※) 薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士をいう。

② 名簿登載者数

リハビリ系専門職等 400名程度

③ 作成時期等

項目	期限
令和8年度専門職等派遣者名簿	変更があった場合速やかに
令和8年度専門職等派遣計画表	変更があった場合速やかに
令和9年度専門職等派遣者名簿	令和9年3月9日(火)
令和9年度専門職等派遣計画表	令和9年3月9日(火)

④ 留意事項

ア 作成した派遣者名簿及び派遣計画表は、県、市町村、リハビリ系職能団体、派遣者及び派遣者所属機関へ速やかに送付し、周知すること。なお、周知にあたっては、ホームページを活用するなど、効率的な派遣調整の仕組みとするここと。

イ 派遣者名簿及び派遣計画表作成後は、円滑な派遣が行われるよう、市町村及びリハビリ系職能団体と十分な調整を図ること。

ウ 専門職派遣に係る謝金・交通費は、市町村が負担する。

(2) リーディングアドバイザー派遣による地域ケア会議現地支援

① 内容

市町村の希望を踏まえ、リハビリ系専門職団体等と調整し、地域ケア会議にリーディングアドバイザーとしてリハビリ系専門職指導者及びコーディネーター助言者を派遣し、地域ケア会議での現地支援を行うことで、市町村開催の地域ケ

ア会議の質の向上を図る。

② リーディングアドバイザー

- ア リハビリ系専門職指導者 4 地域に各 2～3 名程度
イ コーディネーター助言者 10 名程度

③ 派遣対象市町村等

対象市町村	派遣回数
全市町村	最大 2 回まで

※市町村の希望に応じて派遣すること。

- ④ リーディングアドバイザーの派遣に係る謝金・交通費は、センターが支出する。

(3) 専門職等派遣調整会議の開催

① 参集者

専門職団体の指導者及び担当者、コーディネーター助言者、市町村職員等、会議に必要と認められる者

② 内容

地域ケア会議の市町村の取組状況や専門職の派遣等に関すること等

③ 実施方法

【市町村等を交えた意見交換】

ア 開催回数 2 回（1 回あたり 2 時間程度）

イ 参加人数 1 回あたり専門職等 15 名程度 ※その他、市町村等の参加者

ウ 開催時期 令和 9 年 2 月 26 日(金)までに実施すること。

エ 開催場所 県内 2 ブロックで開催すること。

※WEB 会議システム(ZOOM 等) の使用も可。

【県との意見交換】

ア 開催回数 1 回 (1.5 時間程度)

イ 参加人数 15 名程度

ウ 開催時期 令和 9 年 3 月 26 日(金)までに実施すること。

エ 開催場所 山形市又はその周辺市町村を会場とすること。

※WEB 会議システム(ZOOM 等) の使用も可。

- ④ 専門職等派遣調整会議に係る謝金・交通費等は、センターが支出する。

(4) 介護・フレイル予防の普及に係る専門職派遣

① 内容

県がリハビリ系職能団体と共同して作成した「介護・フレイル予防プログラム」を通いの場等に普及させていくため、県が行う当該プログラムの普及に関する事業及び市町村が開催する通いの場リーダー研修会等の場に専門職を派遣し、当該プログラムの内容に準拠した実地指導を行う。なお、市町村の実情に応じて、WEB 会議システム(ZOOM 等) の使用も可とする。

② 派遣回数

1 市町村につき 1 回程度

- ③ 専門職の派遣調整は、センターが行う。

- ④ 専門職派遣に係る謝金・交通費は、センターが支出する。

(5) 専門職による介護・フレイル予防の普及啓発に係るイベントの開催

① 内容

一般県民向けに、全年齢を対象とし、難聴等をテーマとした介護・フレイル予防の普及啓発に係るイベントを開催する。

② 実施方法

ア 開催回数 1回

イ 開催時期 令和9年2月26日（金）までに実施すること。

ウ 開催場所 県内を会場とすること。

③ 参加者等負担金は無料とする。

(6) 市町村が行う研修会への専門職派遣

① 内容

地域ケア会議での助言の実現等に向け、介護支援専門員及び介護サービス提供事業所職員の資質向上を図ることを目的として、市町村が行う研修会に対し、講師役となる専門職を派遣する。

② 派遣にあたっては、リハビリ系職能団体の協力のもと、市町村の希望に応じた専門職の派遣に配慮すること。

③ 専門職派遣に係る謝金・交通費は、市町村が負担する。

3 その他

派遣業務の詳細については、別途県と協議すること。

研修等事業仕様書

第1 地域包括ケアシステム深化推進事業

1 目的

地域包括ケアシステムを深化・推進するため、市町村と連携した各種研修会等を通じ、地域ケア会議等に関わる市町村職員等の資質向上と意識醸成を図る。

2 研修等事業

(1) 短期集中予防サービス普及啓発事業

① 事業目的

平成30年度及び令和元年度に実施した県モデル事業で取得した、先進介護事業所の短期集中予防サービス（本事業では、「サービス・活動C」を指す）の支援ノウハウの普及拡大を図る。

② 事業内容

ア 短期集中予防サービス相談支援

市町村に対して、短期集中予防サービスに精通したアドバイザーを派遣し、相談を行う。また、県のノウハウを活用した短期集中予防サービスを新規で立ち上げる事業所、又は短期集中予防サービスを既に実施している事業所へアドバイザーを派遣し、ノウハウ伝達による支援を行う。

なお、WEB会議システム（ZOOM等）を使用しても差し支えない。

イ 短期集中予防サービス普及促進研修

短期集中予防サービスの普及拡大に向け、市町村や事業所等向けに研修会を実施する。

※アの支援市町村は、6市町村程度とする。

※アの事業所向けアドバイザーは、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士、理学療法士、薬剤師、言語聴覚士の6職種の専門職や先進事例の知見を有する専門家の中から、市町村の実情に応じ、必要と思われる職種を最大5事業所に6回程度派遣する。

③ 対象者等

ア 短期集中予防サービス相談支援

- ・市町村（介護サービス事業所等の参加も可）
- ・新規で短期集中予防サービスを実施する事業所、又は短期集中予防サービスを既に実施している事業所で、市町村が推薦する事業所であること。また、県内他事業所に対する事業成果の普及に協力できること。

イ 短期集中予防サービス普及促進研修会

市町村、介護サービス事業所、関係団体等

④ 実施方法

ア 短期集中予防サービス相談支援

実施にあたっては、当該市町村及び事業所と調整を行い、実施計画書（任意様式）を県に提出すること。なお、専門職の派遣調整は、センターが行うこと。

イ 短期集中予防サービス普及促進研修会

下記のとおり行うこととする。

- ・開催回数 1回
- ・参加人数 100名程度
- ・開催時期 令和8年11月30日（月）までに実施すること。
- ・開催場所 山形市又はその周辺市町村を会場とすること。

※WEB会議システム（ZOOM等）の使用も可。

- ・その他 実施前に開催日時、会場、研修内容、講師及び日程等を記載した実施計画書（任意様式）を県に提出すること。

（2）地域ケア会議コーディネーター養成研修

① 対象者

地域ケア会議のコーディネーター等（候補者を含む）

② 研修内容

地域ケア会議における課題の抽出・整理、改善目標の明確化をコーディネートする技術及び効果的な地域ケア会議を運営する技術の向上を図るために研修を実施することとし、講師選定及びカリキュラム内容については研修目的を踏まえた効果的なものとすること。

③ 実施方法

ア 開催回数 新任向け1回、現任向け2回
(1回あたり3時間程度)

イ 参加人数 1回あたり20名程度

ウ 開催時期 令和8年12月18日（金）までに実施すること。

エ 開催場所 県内を会場とすること。

※WEB会議システム（ZOOM等）の使用も可。

④ その他

実施前に開催日時、会場、研修内容、講師及び日程等を記載した実施計画書（任意様式）を県に提出すること。なお、現任向け研修修了者のうち、協力が可能な方は、別紙1の2（1）指導者派遣による地域ケア会議現地支援のためのコーディネーター助言者として登録すること。

（3）地域ケア会議全体研修

① 対象者

市町村職員、地域包括支援センター職員、専門職等

② 研修内容

ア 地域ケア会議に係わる関係者全体の資質向上を図り、より効果的・効率的な地域ケア会議の実施につなげていくための研修を実施することとし、講師選定及びカリキュラム内容については研修目的を踏まえた効果的なものとすること。

イ 実施前に開催日時、会場、研修内容、講師及び日程等を記載した実施計画書（任意様式）を県に提出すること。

③ 実施方法

- ア 開催回数 全1回（1回あたり3時間程度）
- イ 参加人数 80名程度
- ウ 開催時期 令和9年2月26日（金）までに実施すること。
- エ 開催場所 山形市又はその周辺市町村を会場とすること。
※WEB会議システム（ZOOM等）の使用も可。

（4）市町村における介護・フレイル予防対策事業研修会

① 内容

市町村における介護・フレイル予防事業（難聴）を推進するため、研修会を開催し、取り組みの先進事例の紹介や講演による事業検討を行う。

② 実施方法

- ア 開催回数 1回
- イ 開催時期 開催時期 令和9年2月26日（金）までに実施すること。
- ウ 開催場所 県内を会場とすること。

③ 参加者等負担金は無料とする。

3 その他

参加者負担金は無料とする。

第2 地域包括支援センター機能強化事業

1 目的

地域包括支援センターの役割、業務についての研修を実施し、地域包括支援センターの機能強化及び職員の資質向上を図る。

2 研修事業

(1) 地域包括支援センター新任職員研修

① 対象者

市町村職員、地域包括支援センター新任職員（業務従事期間概ね1年未満）又は職員となる予定の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等

② 研修内容

地域包括支援センターの基礎知識、役割等についての理解を高める研修を実施することとし、講師選定及びカリキュラム内容については研修目的を踏まえた効果的なものとすること。

③ 実施方法

ア 開催回数 1回（計9時間程度）

イ 参加人数 70名程度

ウ 開催時期 令和8年8月31日（月）までに実施すること。

エ 開催場所 山形市又はその周辺市町村を会場とすること。

※WEB会議システム（ZOOM等）の使用も可。

(2) 地域包括支援センター現任職員研修

① 対象者

市町村職員、地域包括支援センター職員

なお、(1)の地域包括支援センター新任職員研修の対象者以外を優先すること。

② 研修内容

地域包括支援センター職員の経験年数や職責に応じた知識及び技術の習得等を目的とした研修を実施することとし、講師選定及びカリキュラム内容については研修目的を踏まえた効果的なものとすること。

③ 実施方法

ア 開催回数 1回（計8時間程度）

イ 参加人数 100名程度

ウ 開催時期 令和9年1月22日（金）までに実施すること。

エ 開催場所 山形市又はその周辺市町村を会場とすること。

※WEB会議システム（ZOOM等）の使用も可。

3 その他

(1)参加者負担金は無料とする。

(2)実施前に開催日時、会場、研修内容、講師及び日程等を記載した実施計画書（任意様式）を県に提出すること。

(3)開催場所等に関わらず、講義の一部又は全部について、オンデマンド配信ができるよう対応すること。

第3 介護給付適正化推進事業

1 目的

市町村職員等が、自立支援に資するケアマネジメントのあり方を踏まえ、ケアプラン点検に効率的・効果的に取り組めるよう、ケアマネジメントの基礎やケアプラン点検の具体的な手法及び着眼点等についての研修を実施するとともに、ケアプラン点検アドバイザーを派遣し、ひいては、適正な介護給付の確保及び介護支援専門員の資質向上を図る。

2 事業

(1) 市町村職員等ケアマネジメント研修

① 対象者

市町村職員等

② 研修内容

ア 市町村のケアマネジメントに対する理解を高めるための研修を実施することとし、講師選定及びカリキュラム内容については研修目的を踏まえた効果的なものとすること。また、カリキュラム内容は、介護給付適正化システムの活用方法の解説を含むものとするが、(3)市町村職員等ケアプラン点検研修のカリキュラム内容に同内容が含まれる場合は、この限りでない。

イ 実施前に開催日時、会場、研修内容、講師及び日程等を記載した実施計画書（任意様式）を県に提出すること。

③ 実施方法

ア 開催回数 1回（4時間程度）

イ 参加人数 70名程度

ウ 開催時期 令和9年2月26日（金）までに実施すること。

エ 開催場所 山形市又はその周辺市町村を会場とすること。

※WEB会議システム（ZOOM等）の使用も可。

(2) 市町村が行うケアプラン点検へのアドバイザー派遣

① 内容

ケアプラン点検を行おうとする市町村へのアドバイザー派遣を通して、それぞれの市町村の取組みの進度に併せたケアプラン点検の視点やノウハウの習得を支援する。

② 派遣対象市町村等

対象市町村	派遣回数
10市町村程度	1市町村につき最大3回

③ 対象市町村の選定

市町村における取組状況及び希望等を踏まえることとするが、実施の詳細については、別途県と協議すること。

④ その他

実施前に対象市町村名、日時及び派遣するアドバイザー氏名等を記載した派遣計画書（任意様式）を県に提出すること。なお、派遣計画書は、調整の状況に応じ、一定程度の期間毎、複数回の提出となっても構わない。

(3) 市町村職員等ケアプラン点検研修

① 対象者

市町村職員等

② 研修内容

ア 市町村職員のケアプラン点検の際のポイント・着眼点等についての研修を実施することとし、講師選定及びカリキュラム内容については研修目的を踏まえた効果的なものとすること。

イ 実施前に開催日時、会場、研修内容、講師及び日程等を記載した実施計画書（任意様式）を県に提出すること。

③ 実施方法

ア 開催回数 1回程度（4時間程度）

イ 参加人数 70名程度

ウ 開催時期 令和9年2月26日（金）までに実施すること。

エ 開催場所 山形市又はその周辺市町村を会場とすること。

※WEB会議システム（ZOOM等）の使用も可。

3 その他

参加者負担金は無料とする。

第4 認知症施策推進事業

1 目的

病院勤務の医師、看護師等の医療従事者の認知症対応力の向上、「認知症サポーター養成講座」の企画・立案及び実施を行う「キャラバン・メイト」の養成、認知症の人本人・家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ「チームオレンジ」の取組みを広域的な見地から支援を図るもの。

2 研修等事業

(1) 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修

① 対象者

県内の病院で勤務する医師、看護師等の医療従事者

② 研修内容

下記の標準的なカリキュラムに基づき、病院勤務の医療従事者に対して必要な認知症ケアの原則等の知識の習得に資する内容とする。

なお、カリキュラムは県、受託者及び研修の講師となる者の協議により、県が認める限りにおいて内容を変更することができるものとする。

標準的なカリキュラム

項目	研修内容	
I 目的	ねらい	認知症の人の視点で、認知症ケアに求められていることを理解する
	到達目標	1 研修の目的を理解する 2 認知症の人の視点で、対応への課題を理解する 3 認知症の人を取り巻く施策等について理解する
	主な内容	<ul style="list-style-type: none">・共生社会の実現を推進するための認知症基本法・認知症施策・本人の視点を重視したアプローチ・入院する認知症の人に対すること・一般病院の医療従事者に期待される役割
II 対応力	ねらい	認知症を理解し、入院中の対応の基本を習得する
	到達目標	1 認知症の特徴を理解する 2 入院生活における認知症の人の行動の特徴を理解し、対応方法について習得する
	主な内容	<ul style="list-style-type: none">・認知症の人の理解・認知症の病型、症状、経過・治療と非薬物療法・認知症に伴う行動・心理症状(BPSD)への対応・せん妄への対応・認知症ケアの基本・家族・介護者への支援・認知症の人の意思決定支援について

III 連携等	ねらい	院内・院外の多職種連携の意義を理解する
	到達目標	1 多職種連携の意義とメリットを理解する 2 院内・院外で多職種連携する必要性について理解する 3 多職種で行うカンファレンスの要点を理解する
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・連携の定義と展開過程 ・各医療従事者の院内連携上の役割 ・入院時・退院時カンファレンスで確認・検討すべき内容や課題 ・認知症の人を支える様々な仕組み

③ 実施方法

- ア 開催回数 2回程度（1回あたり2時間程度）
 イ 参加人数 1回あたり50名程度
 ウ 開催時期 令和9年2月26日（金）までに実施すること。
 エ 開催場所 村山地域及び庄内地域を会場とすること。
 ※WEB会議システム（ZOOM等）の使用も可。

④ 業務内容

- ア 研修の準備に関すること
 研修カリキュラム作成、講師の選定及び依頼、研修日程の調整、会場の選定及び確保、研修受講者募集要領の作成、講師への資料作成等の依頼
 イ 受講者の管理に関すること
 受講申込の管理・取りまとめ、受講希望者多数の場合の選考、受講者決定後の各申込者への通知、研修修了証の交付
 ※受講決定及び修了証の作成は県が行う。
 ウ 研修の実施に関すること
 会場設営、研修資料等の配付、研修の進行
 エ 各種支払いに関すること
 講師謝礼・費用等の支払い、会場使用料の支払い、その他消耗品に関する支払い
 オ その他研修の実施にあたり必要な事項に関すること

⑤ その他

- ア 実施前に開催日時、会場、研修内容、講師及び日程等を記載した実施計画書（任意様式）を、県に提出すること。
 イ 研修開催案内等の周知については別途県と協議すること。
 ウ 研修開催後、受講者を対象とした「アンケート調査」を実施し、取りまとめること
 ※アンケート内容については事前に県と調整を行うこと。

(2) キャラバン・メイト養成研修

① 対象者

一般県民、企業関係者、行政職員、介護従事者、医療従事者、民生委員児童委員、介護相談員、公益社団法人認知症の人と家族の会会員等

② 研修内容

「認知症サポーター養成講座」の企画・立案及び実施を行う「キャラバン・メイト」を養成する研修を実施することとし、講師選定及びカリキュラム内容については研修目的を踏まえた効果的なものとすること。

また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の趣旨である本人参画を踏まえたものとすること。

③ 実施方法

ア 開催回数 2回（1回あたり6時間程度）

イ 参加人数 1回あたり50名程度

ウ 開催時期 令和9年2月26日（金）までに実施すること。

エ 開催場所 県内4地域のうち、2つの地域を会場とすること。

④ その他

ア 実施前に開催日時、会場、研修内容、講師及び日程等を記載した実施計画書（任意様式）を、県に提出すること。

イ 講師の選定に関しては、本研修の講師を1回以上経験している方を最低1名以上選定すること。

(3) チームオレンジに関する研修会

① 対象者

市町村職員、地域包括支援センター職員、チームオレンジメンバー等

② 研修内容

チームオレンジを整備・推進するために必要な知識や技術を習得するための研修を実施することとし、講師選定及びカリキュラム内容については研修目的を踏まえた効果的なものとすること。

③ 実施方法

ア 開催回数 2回（1回あたり4時間程度）

イ 参加人数 1回あたり40名程度

ウ 開催時期 令和9年2月26日（金）までに実施すること。

エ 開催場所 県内4地域のうち、2つの地域を会場とすること。

※WEB会議システム（ZOOM等）の使用も可。

④ その他

ア 実施前に開催日時、会場、研修内容、講師及び日程等を記載した実施計画書（任意様式）を、県に提出すること。

イ 講師は、国の「オレンジ・チューター養成研修」を受講した者とすること。

(4) 認知症基本法普及啓発事業

① 事業目的

県民に対する「新しい認知症観」をはじめとする基本法の趣旨を踏まえた啓発活動を展開し、認知症に関する正しい理解の普及啓発を図る。

② 事業内容

ア パンフレット・ポスターによる周知

県が別に作製する、認知症基本法等に関するパンフレット・ポスターの発送により、認知症についての普及・啓発を行う。

イ 企業・団体・教育機関等への訪問による研修会

企業、団体、教育機関等を対象に個別訪問による研修会を開催し、認知症基本法の趣旨説明、若年性認知症の方の採用事例、介護保険制度の説明等、現役世代や若年層への認知症に対する理解促進を図る。

ウ 一般向け普及啓発イベント

一般県民を対象に、認知症の普及啓発に係るイベントを開催する。

③ 対象者等

ア パンフレット・ポスターによる周知

県内に所在する医療機関、企業、関係団体等

イ 企業・団体・教育機関等への訪問による研修会

県内に所在する企業、団体、教育機関等

ウ 一般向け普及啓発イベント

一般県民等

④ 実施方法

ア パンフレット・ポスターによる周知

下記のとおり行うこととする。

・発送枚数 パンフレット 45,000 部、ポスター4,500 部程度

・発送件数 1,600 件程度

・その他 県が別に示す発送計画に従い発送すること。

イ 企業・団体・教育機関等への訪問による研修会

下記のとおり行うこととする。

・訪問件数 10 件程度

・訪問時期 令和9年2月26日（金）までに実施すること。

・訪問方法 企業事業所、学校等へ訪問すること。

※WEB会議システム（ZOOM等）の使用も可。

ウ 一般向け普及啓発イベント

下記のとおり行うこととする。

・開催回数 1回程度

・開催時期 令和9年2月26日（金）までに実施すること。

・開催場所 県内を会場とすること。

3 その他

参加者等負担金は無料とする。

第5 権利擁護人材育成事業

1 目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度をはじめとする高齢者の権利擁護の必要性が高まっている。

成年後見制度については、今後、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等に加え、身上保護等も重視した業務を行うことが望まれており、弁護士などの専門職後見人に加え、専門職後見人以外の市民による後見人（以下、「市民後見人」という。）による支援体制の構築が必要である。

このため、認知症高齢者等の権利を擁護し、福祉を増進する観点から、市民後見人をはじめとする権利擁護を担う人材を育成し、地域における権利擁護支援に向けた取組みを推進することを目的とする。

2 研修事業

(1) 市民後見人養成研修

① 対象者

市民後見人、法人後見支援員又は日常生活自立支援事業支援員として活動する意思があること。

② 研修内容

厚生労働省モデルカリキュラムに準拠した市民後見人養成研修を実施すること。

また、参加者に対して、市民後見人、法人後見支援員又は日常生活自立支援事業支援員としての活動に対する意向調査を実施するとともに、市町村に対して修了者情報の提供を実施すること。

③ 実施方法

ア 開催回数 1回

イ 参加人数 1回あたり 20 名程度

ウ 開催時期 令和 9 年 2 月 26 日(金)までに実施すること。

エ 開催場所 山形市又はその周辺市町村を会場とすること。

※WEB 会議システム(ZOOM 等) の使用も可。

④ その他

ア 実施前に開催日時、会場、研修内容、講師及び日程等を記載した実施計画書(任意様式)を、県に提出すること。

イ 研修会の開催前に市町村及び市町村社会福祉協議会を対象とした説明会を開催すること。

ウ 開催場所等に関わらず、講義の一部又は全部について、オンデマンド配信ができるよう対応すること。

エ 修了者の判定について別途県と協議すること。

3 その他

参加者負担金は無料とする。ただし、テキスト代等実費相当分は徴収しても差し支えない。